

## 演習参加にあたっての資料内容の把握について（お願い）

今回の演習は、演習参加者の市町村が被災地となり、応急危険度判定を実施する場合に必要なとされる「応急危険度判定実施本部業務」・「コーディネーター業務」についての内容となっています。

演習を、ぜひ有意義なものとしていただくため、また、演習方式が、班による共同作業で進めるため、各参加者の共通な基礎知識が必要とされます。

そのため、次の資料について、事前の予習を行ってください。資料については、目を通す程度で結構です。

なお、事前配布資料2～4については、演習当日に会場に準備いたします。

### 1. 応急危険度判定手帳P1～P28

応急危険度判定手帳をお持ちでない方は、同封した

「**応急危険度判定手帳P1～P28抜粋（概要）** **事前配布資料 1**」

をお読みください。

### 2. 応急危険度判定実施本部業務・コーディネーター業務の概要 **事前配布資料 2**

### 3. 演習シート1（伝達シナリオ） **事前配布資料 3**

#### 《補足説明》

参加者に、震災直後の慌しいなか、応急危険度判定の体制を整える状況をイメージしていただくことを目的とした演習があります。

具体的には、ひとつのシナリオにしたがって、セリフを読み上げることによって、状況をイメージしていただきます。

演習当日、参加者は、応急危険度判定実施本部の一員として役職が割り当てられます。演習シート1（伝達シナリオ）は、その台本として使用するものです。

この台本にどのようなことが書かれているか、把握していただくが目的です。

### 4. 判定実施計画書作成の考え方（一例） **事前配布資料 4**

#### 《補足説明》

演習の中で、応急危険度判定に関する判定実施計画書を作成する場面があります。

演習参加者は、班に分かれ、意見を出し合い、計画書を作成していただきます。

班内で有意義な話し合いが行えるように、計画書の構成、考え方について事前に概要を把握していただくことが目的です。

応急危険度判定士手帳は、応急危険度判定士（以下、判定士）が各自保管しているものである。そのため判定士向けの記載内容となっているが、コーディネーターとしても、内容を把握して、業務を行う必要がある。

【1. 応急危険度判定（以下、「判定」）制度の概要】

(1) 制度の目的

①目的

地震が発生した直後において、被災した建築物の被害状況を調査し、余震等による建築物の倒壊、部材の落下等から生じる二次被害を防止し、住民の安全を図ることを目的とする。

②「判定士」は、知事が定める者をいう。

建築物について公に認められた専門家である建築士等は、指定講習を受講し認定申請をすることによって県知事より判定士として認定される。

(2) 神奈川県震災建築物応急危険度判定士認定要綱より

応急危険度判定士として適格と認められれば、応急危険度判定士台帳に登録され、応急危険度判定士認定証が交付される。

(3) 関係機関

①市町村対策本部

地震発生後、判定の実施主体として判定活動に携わる判定士の指揮、監督を行う機関である。

市町村災害対策本部は判定実施の要否を判断し、実施を決定した場合は内部に応急危険度判定実施本部を設置し、判定士に対する協力要請、県災害対策本部に対する判定士の派遣要請、判定士受入れ準備等を行う。

② 県災害対策本部

市町村災害対策本部が設置されたことを受けて、県災害対策本部が設置される。市町村、都道府県、国土交通省等との連絡調整や判定士の派遣計画等後方支援を行う機関である。

判定については判定士の派遣要請を受けて、内部に応急危険度判定支援本部を設置し、判定士の派遣計画の作成やその後方支援を行う。また、被害が大規模で県内での対応が困難な場合は、国や他都道府県に対して応援要請を行う。

③ 協議会関係

1) 神奈川県建築物震後対策推進協議会

構成員：神奈川県、県内市町村

2) 全国被災建築物応急危険度判定協議会

構成員：国土交通省、全国都道府県及び関係団体

3) 10都県被災建築物応急危険度判定協議会

構成員：東京都、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、山梨県、静岡県、長野県、神奈川県

(4) 制度の位置づけ

判定は、県、市町村の地域防災計画に定め、地震発生後に設置される市町村災害対策本部が実施する。

(5) 災害補償

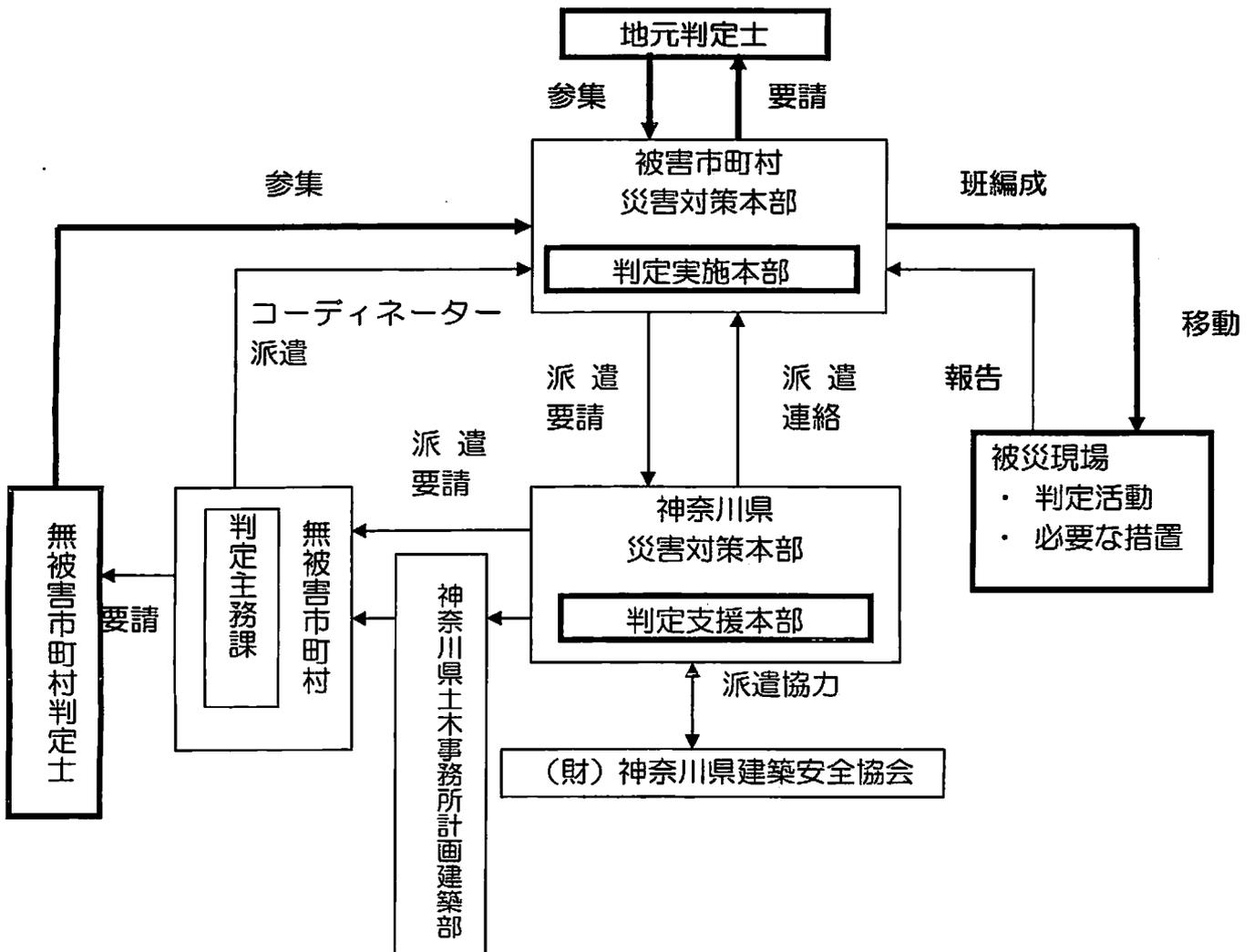
判定士の判定活動中等の事故に備え、判定調査を要請する行政側が事前に傷害保険に加入しておく。

事前に神奈川県建築物震後対策推進協議会が県内において判定活動を行う判定士に対して、天災危険担保特約付き傷害保険に加入している。この保険の対象となる範囲は「行政側から要請を受けた判定士が、判定に活動する期間（自宅を出てから、判定を終了し帰宅するまで）」となっている。なお、他県へ派遣された場合には全国被災建築物危険度判定協議会を通じて加入している保険が適用される。

(補償内容)

傷害保険：死亡・後遺障害	2,000万円
入院日額	5,000円
通院日額	3,000円
賠償責任保険：対人・対物共通	1億円

(6) 応急危険度判定活動体系図



## (7) 判定の基本的事項

### ① 判定対象建築物

市町村災害対策本部内の実施本部職員（以下、「コーディネーター」という。）の指示による判定街区の建築物を判定する。

地震発生後に判定対象となる建築物は、直接判定士を指揮する実施本部のコーディネーターが災害の状況に応じて予め設定しておいた判定街区マップ（住宅地図等）を基に判定調査街区を選定し、決定される。そして、それらを判定士に割り振り、判定を行う。

### ② 判定実施時期

判定は地震発生後できる限り早い時期に実施する。

判定は、被害を受けた建築物が余震を受けて生じる二次災害等を防止することが目的であるため、地震発生後できるだけ速やかに実施することが望ましく、地震発生の1～2日後をめぐりに開始される。

### ③ 判定士の作業日数

判定士は自らが有している知識・技能を活用して、社会的使命からボランティアとして判定を行うものである。そのため、作業日数は判定士の意志を尊重するものとする。

協力を求める日数は、原則として2日間を想定している。また、他の都道府県への派遣の場合は移動の時間を考慮すると4、5日間の協力をお願いすることになる。

### ④ 判定結果の責任

判定結果の責任については、市町村災害対策本部が負う。

判定士は災害対策本部の要請を受け、その指示により判定作業を実施する。判定は設定された判定基準に基づき、指定の判定調査表の項目に沿って調査を行うことになる。

## (8) 判定の流れ

### ① 判定実施の基本条件

大規模地震が発生すると県・市町村に災害対策本部が設置される。判定実施と判断されることを基本条件とし、市町村に災害対策本部が設置される。

災害対策本部が設置されると、管内の建築物の被害程度について情報収集が行われ、市町村災害対策本部では、判定実施の要否が検討される。そして、災害対策本部より判定実施の決定がなされることをもって、実施されることとなります。

### ② 判定士の要請

市町村災害対策本部長は判定実施の決定により、ただちに実施本部を設置し、地元の判定士に対して協力要請を行うとともに、必要に応じ県災害対策本部に対し支援を要請する。

県災害対策本部は要請を受けた場合、ただちに支援本部を設置し、無被害市町村に対して判定士の派遣を要請する。

要請を受けた無被害市町村は管内の判定士に対して協力要請を行う。  
さらに、被害が大規模で県内の判定士だけでは対応しきれないと判断した場合は、他都道府県に対して判定士の派遣要請を行うこととなる。

③ 判定活動時の行動

判定活動時は、同行する行政職員及び実施本部のコーディネーターの指示により行動する。

判定活動の流れは、概ね以下の通り

《集 合》

指定場所に集合し、氏名を申告するとともに判定備品（認定証、腕章、判定手帳等）の確認を受け、用意された移動手段で被災市町村へ移動する。

《被災地への到着》

被災市町村災害対策本部内の実施本部に到着報告及び氏名等の申告を行う。

《説 明》

実施本部のコーディネーターより、判定実施チーム及び班の編成が行われる。各班毎に判定作業を行う地域の被害状況等の説明と判定方法等の確認が行われ、判定備品（街区マップ、判定調査表、判定標識等）が配布される。

《判定街区への移動》

被災市町村災害対策本部が用意した移動手段で担当する判定街区へ移動する。

《判定作業》

判定士は、1チーム2人で判定を行う。判定は、判定調査表の項目に添って行う。

《標識貼付》

判定結果に基づく判定標識を、当該建築物の玄関付近の見やすい位置に貼付する。

《報 告》

当日の判定結果を実施本部のコーディネーターに報告し、翌日の指示を受ける。

《宿 泊》

被災市町村災害対策本部が用意した宿泊施設に宿泊する。

【2. 判定士会と連絡体制に関する事項】

判定士会

① 判定士に協力要請をお願いする手段として電話連絡網の整備等を第一の目的に判定士会が設置されている。判定士会は行政庁単位の支部構成になっている。各支部の事務局は、特定行政庁である12市については、当該市が、その他の支部については、支部を構成する市町村の協力のもとに県土木事務所が務める。支部に、一般判定士であるリーダー及びサブリーダーを置く。判定士会設置に関しては神奈川県震災建築物応急危険度判定士会設置要綱がある。

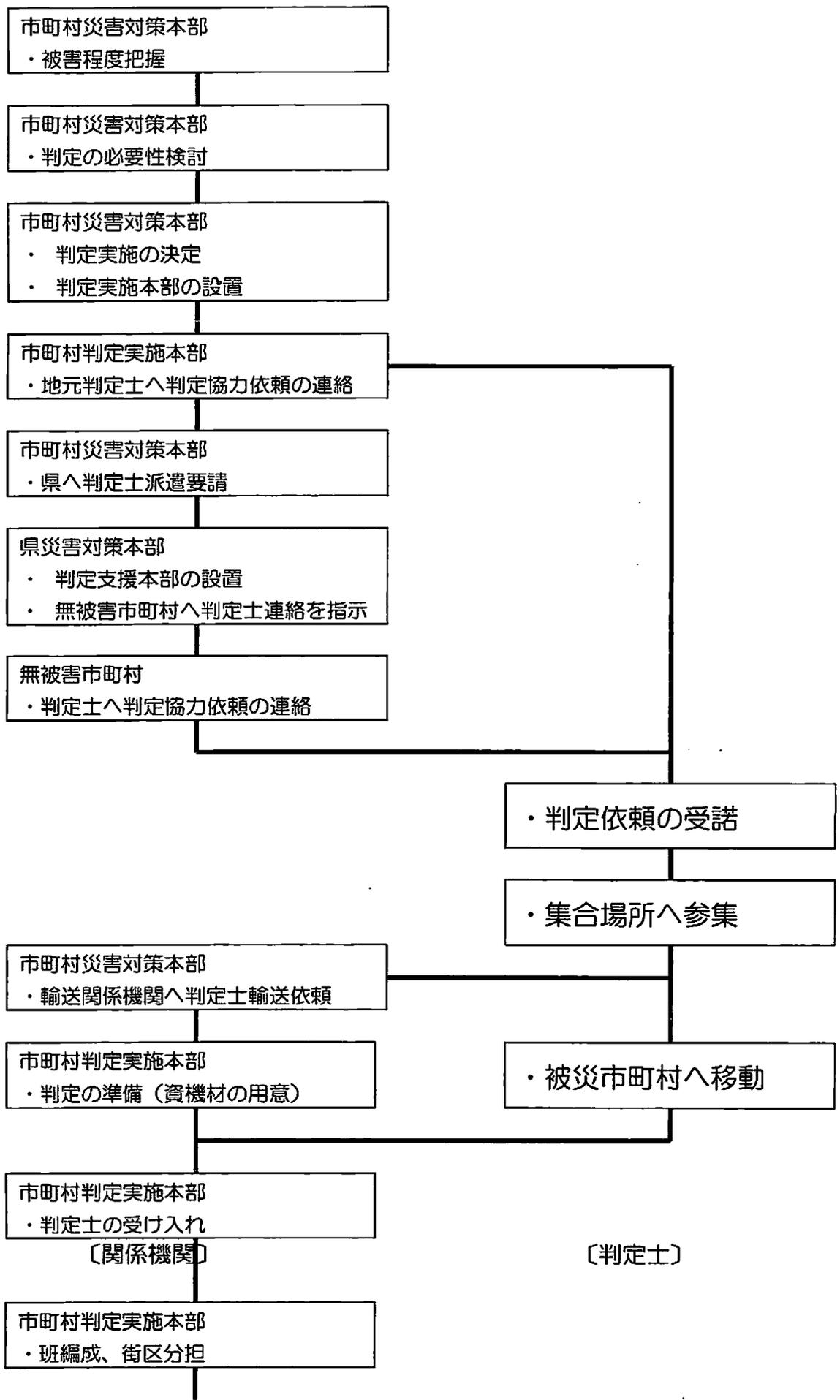
② 判定活動協力要請の連絡は神奈川県建築物震後対策推進協議会の地元市町村の判定主務課（担当窓口）より行う。

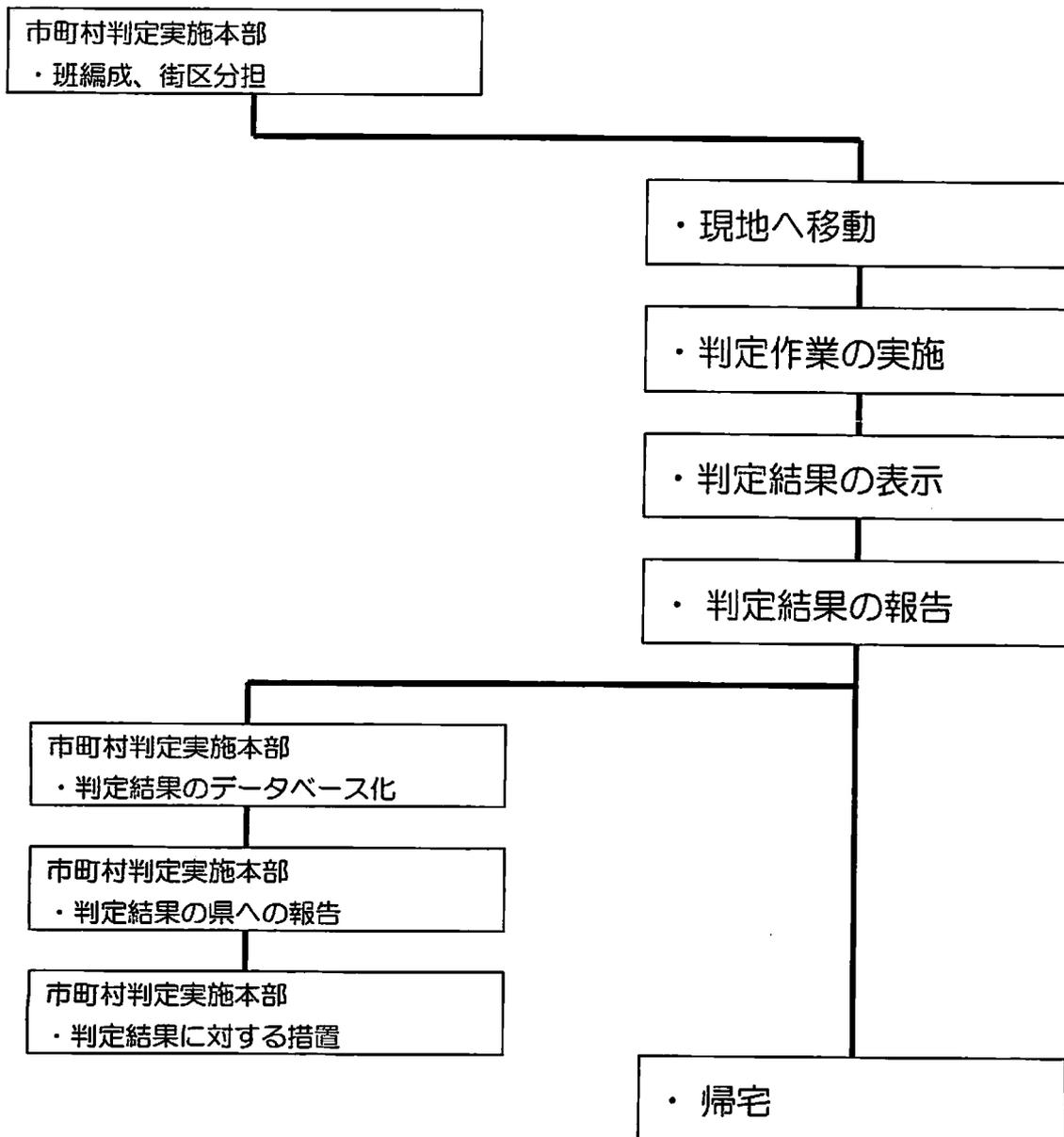
③ 応急危険度判定フローチャート

〔関係機関〕



〔判定士〕





### 【3. 判定活動の協力要請があった時の対応】

判定士に持参して頂きたいもの

#### A 必ず持参してほしいもの

応急危険度判定士認定証、腕章、判定手帳、筆記用具

#### B 持参してほしい、又は、あった方がよいもの

ヘルメット、下げ振り、クラックスケール、バインダー（画板）、コンベックス、携帯電話、ナップザック、水筒、軍手、雨具、防寒具（冬季）、マスク

### 【4. 判定活動に関する事項】

#### （1）被害市町村災害対策本部との関係

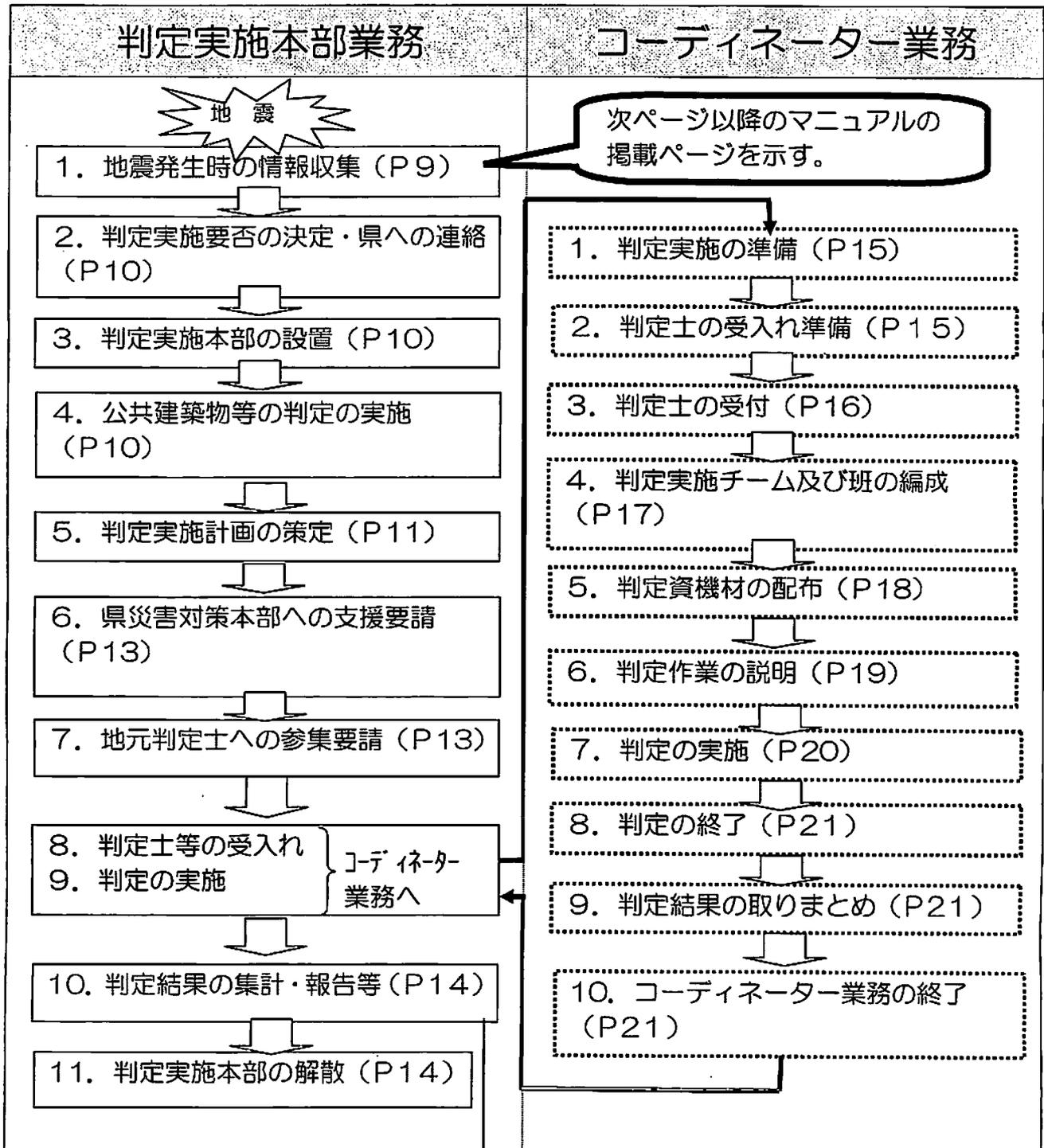
- ①現地到着後は、判定を実施する市町村災害対策本部（実施本部）の指揮下に入る。
- ②その後の判定作業、宿泊に関することは、実施本部のコーディネーターが判定士のお世話をすることになるのでその指示に従う。

(2) 判定作業

判定調査は建築物の外観目視を原則に行う。内観調査は必要に応じて実施する。内観調査など建築物等への立ち入り調査に関しては、実施本部の指示により実施する。判定作業へ向かう前にコーディネーターが調査方法等について説明する。

## 応急危険度判定実施本部業務・コーディネーター業務の概要

- ◆ 判定実施本部業務、コーディネーター業務の流れは、概ね次のとおりです。
- ◆ 次ページ以降は、演習当日にテキストとして使用する「建築物応急危険度判定行動マニュアル（シナリオ演習用）」から、抜粋したものです。



被災建築物等の相談窓口      判定結果の開示・立入禁止の検討

【地震発生当日】

伝達シナリオ

【演習1開始】

番号	想定時間	項目	発信機関名	経由機関名	伝達先機関名	指示内容	伝達内容	様式No.
1	9:00	状況						画面1

部分が班内で演習を進行して頂く部分です。

演習スタート

2	9:10	情報	市災害対策本部		全職員	<p>&lt;地震情報&gt; 平成20年1月25日(金)9時00分相模湾を震源とするマグニチュード7.9の地震が発生した。 平塚市役所の震度計は震度6強(1.7)を記録した。 同日9時03分に気象庁より、東京湾沿岸の全地域に津波警報が発令された。また、今回の地震は南関東地震であると考えられている。 地域防災計画の規定により市災害対策本部が設けられ、各担当は決められた業務につくこと。</p>		画面2 画面3
3	9:15	指示	市災害対策本部		建築指導課	<p>判定実施要否に係る被害状況の分析及び報告準備をせよ。 庁舎(及び市災害対策本部設置)の安全性を確認せよ。</p>		画面4
4	9:20	指示	建築指導課長(班員へ口頭指示)	→	課職員(班員)	<p>&lt;被害状況の情報収集&gt; ・判定実施要否の判断に必要な被害状況の情報を収集してください。 ・災害対策本部建物である庁舎の安全性を確認してください。</p>		画面5 演習
5	9:25	依頼	建築指導課長 ↓ 連絡係	→	市災害対策本部(統制)	<p>&lt;被害状況の収集&gt; (連絡係へ指示) 災害対策本部へ、次のとおり(伝紙1)伝達してください。 ・判定実施要否の判断に必要な災害対策本部に入っている現在の被害状況を連絡してください。⇒連絡係から統制に伝紙1にて伝達</p>		画面6 演習(伝紙1)
6	9:30	情報	市災害対策本部		建築指導課長	<p>&lt;地震被害情報&gt; 市内の約4割程度の建物が被害を受けている模様、詳細はわかりませんが連絡し、なお、災害対策本部の電話は0263-23-1111が使用可能</p>		画面7
7	9:35	通報	松原小学校他教育所の指定避難所の管理者	市災害対策本部	建築指導課長	<p>&lt;通報&gt; 松原小学校他教育所の指定避難所から避難地に避難しようとする住民が、学校の体育館に押しかかっているため、建物内に避難させてほしいが指示して欲しいとのこと。</p>		画面8

番号	想定時間	項目	発信機関名	経由機関名	伝達先機関名	指示内容 伝達内容	様式No.
8	9:45	通報	平塚市民病院の病院長	市災害対策本部	建築指導課長	<p>&lt;通報2&gt;                      住民が病院に押しかけできているが、余震で窓などが割れている。建物や設備が大丈夫が不安であるので見に来て欲しい。</p>	画面9
9	9:46	報告	建築指導課長 ↓ 連絡係	市災害対策本部 (統制)	指定避難所の管理者	<p>&lt;通報1に対する報告&gt;                      (連絡係へ指示) 災害対策本部へ、次のとおり (伝紙2・通報1) 伝達してください。                      ・職員による応急危険度判定を早急に実施するよう作業を進めているので、判定終了後に避難するよう、お願いします。</p> <p style="text-align: center;">↓                      続けて伝達します。</p>	画面10 演習 (伝紙2)
10	9:47	報告	建築指導課長 ↓ 連絡係	市災害対策本部 (統制)	平塚市民病院の病院院長	<p>&lt;通報2に対する報告&gt;                      (連絡係へ指示) 災害対策本部へ、次のとおり (伝紙2・通報2) 伝達してください。                      ・職員による応急危険度判定を早急に実施するよう作業を進めているので、判定終了後安全が確認されしだい、建物内に誘導してください。</p> <p style="text-align: center;">⇒連絡係から統制に伝紙2にて伝達</p>	画面11 演習 (伝紙2)
11	9:55	具申	建築指導課長 ↓ 連絡係	⇒ 市災害対策本部長 (統制)	<p>&lt;応急危険度判定の実施を市長に具申&gt;                      (連絡係へ指示) 災害対策本部長へ、次のとおり (伝紙3) 伝達してください。                      ・市内の4割程度の建物が被害を受けており、建物の安全性についての調査依頼が多数はいつているので、応急危険度判定を実施したいので、指示をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">⇒連絡係から統制に伝紙3にて伝達</p>	画面12 演習 (伝紙3)	
12	10:00	指示任命	市災害対策本部長		建築指導課長	<p>&lt;応急危険度判定実施の決定及び宣言&gt;                      被災建物の応急危険度判定を実施する。                      &lt;応急危険度判定実施本部の設置&gt;                      応急危険度判定実施本部を平塚市役所内に設置し、建築指導課長を応急危険度判定実施本部長に任命する。</p>	画面13
		報告	市災害対策本部長		市災害対策本部長	<p>&lt;判定実施決定の連絡&gt;                      判定を実施することを決定した。実施本部、判定地点の設置に関する情報は、詳細が決定次第報告します。</p>	画面14
		報告	市災害対策本部長		地域建築関係団体	<p>&lt;判定実施決定の連絡&gt;                      判定を実施することを決定した。実施本部、判定地点の設置に関する情報は、詳細が決定次第報告します。</p>	画面15

番号	想定時間	項目	発信機関名	経由機関名	伝達先機関名	指示内容 伝達内容	様式No.
13	10:15	指示	実施本部長(班員へ口頭指示)	→	実施本部長(班員)	<p>&lt;行政職員による判定活動準備&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 応急危険度判定を実施するので、実施本部長である職員は、あらかじめ決められた職務についてください。</li> <li>・ 判定は、はじめに、避難・救護等を行う災害拠点施設の判定を優先的に行うので、施設管理者へ判定実施を説明連絡してください。</li> </ul>	画面16 演習
14	10:20	依頼	実施本部長 ↓ 連絡係	⇒	市災害対策本部(統制)	<p>(連絡係へ指示) 災害対策本部へ、次のとおり(伝紙4)伝達してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 判定実施の決定及び判定活動に関する広域のPRを実施するよう、お願いします。</li> </ul> <p style="text-align: right;"><b>⇒連絡係から統制に伝紙4にて伝達</b></p>	画面17 演習 (伝紙4)
15	10:25	報告	指名した係員が課長役に報告	建築指導課長 ↓ 連絡係	市災害対策本部長(統制)	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 指名した係員⇒実施本部長 災害対策本部長へ、次のとおり(伝紙5)伝達してください。</li> <li>・ 災害対策本部設置の庁舎は安全と判定されました。</li> <li>◆ 実施本部長(連絡係へ指示) 災害対策本部へ、次のとおり(伝紙5)伝達してください。</li> <li>・ 災害対策本部設置の庁舎は安全と判定されました。</li> </ul> <p style="text-align: right;"><b>⇒連絡係から統制に伝紙5にて伝達</b></p>	画面18 演習 (伝紙5)
16	10:30	指示	市災害対策本部長		実施本部長	<p>&lt;判定実施に関する情報&gt;</p> <p>実施本部、判定拠点の設置に関する情報を、県災害対策本部長に連絡するので報告せよ。</p>	画面19

番号	想定時間	項目	発信 機関名	経由 機関名	伝達先 機関名	指示内容 伝達内容	様式No.
17	10:35	報告	実施本部長 ↓ 連絡係	⇒ 市災害対策本部長 (統制)	県災害対策本部長	<p>&lt;実施本部、判定拠点の設置に関する情報報告&gt; (連絡係へ指示) 災害対策本部長へ、次のとおり(伝紙6)伝達してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 応急危険度判定実施本部を10時に平塚市役所建築指導課内に設置しました。</li> <li>・ 実施本部長は、建築指導課長が任命されました。</li> <li>・ 連絡先の電話番号は0463-21-9731です。</li> <li>・ 判定拠点はA地区からL地区の災害拠点施設に1箇所設置する予定です。決定後、早急に報告します。</li> </ul> <p>⇒連絡係から統制に伝紙6にて伝達</p>	画面20 演習 (伝紙6)
18	10:38	指示	市災害対策本部長		実施本部長	<p>&lt;判定実施に関する指示&gt; 避難・救護等災害拠点施設の応急危険度判定を早急に実施せよ。</p>	画面21
19	10:40	指示	実施本部長(班員 へ口頭指示)	→	実施本部長 (班員)	<p>&lt;判定実施計画の策定(災害拠点施設)&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 避難、救護等の災害拠点施設の応急危険度判定を実施するため、必要な判定士数、及び判定期間等を検討してください。</li> <li>・ 判定拠点は当面の間、実施本部が兼ねるものとします。</li> </ul>	画面22 演習
20	12:05	通報	旅館経営者 の管理 者	市災害対策本部	実施本部長	<p>&lt;通報3&gt; 「この建物は大丈夫か」と宿泊者から聞かれている。ホテル、旅館等から建物を見て欲しいと要請が入っている。マンションの管理者からも同様の要請が入っている。</p>	画面23
21	12:07	報告	実施本部長 ↓ 連絡係	⇒ 市災害対策本部 (統制)	旅館経営者、マンション 管理者	<p>&lt;通報3に対する報告&gt; (連絡係へ指示) 災害対策本部へ、次のとおり(伝紙7)伝達してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現在、応急危険度判定の実施に向けた作業を行っています。</li> <li>・ 建築物への立ち入りに際しては、充分、気をつけてください。</li> </ul> <p>⇒連絡係から統制に伝紙7にて伝達</p>	画面24 演習 (伝紙7)
22	14:00	報告	係長が報告	→	実施本部長	<p>&lt;判定準備が整った旨の報告&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 応急危険度判定実施のための体制及び判定資機材が整いましたので、報告します。</li> </ul>	画面25 演習

番号	想定時間	項目	発信 機関名	経由 機関名	伝達先 機関名	指示内容 伝達内容	様式No.
23	14:05	報告	実施本部長 ↓ 連絡係	⇒	市災害対策本部長 (統制)	<p>&lt;災害拠点施設判定実施について報告&gt; (連絡係へ指示) 災害対策本部長へ、次のとおり(伝紙8)伝達してください。 ・応急危険度判定実施のための体制及び判定資機材が整いましたので、これより判定を実施します。</p> <p>⇒連絡係から統制に伝紙8にて伝達</p>	画面26 演習 (伝紙8)
24	14:07	指示	実施本部長(班員 へ口頭指示)	→	職員判定士 (班員)	<p>&lt;災害拠点施設の判定実施&gt; (班員へ指示) 職員判定士へ、次のとおり指示してください。 ・判定資機材を確認の上、判定を実施し、施設の責任者に判定結果を伝えるとともに、必要な指導を行ってください。</p>	画面27 演習
25	14:08	報告	職員判定士	→	係長が報告 → 実施本部長	<p>○ 災害拠点施設の判定活動 &lt;災害拠点施設判定実施開始の報告&gt; ・A地区からL地区の各災害拠点施設に向け判定を開始します。</p>	画面28 演習
26	14:10	要請	実施本部長(班員 へ口頭指示)  指示	→	判定士リ グ  要請	<p>&lt;参集要請 指示&gt; (一般建築物) ・一般建築物の応急危険度判定を、1月27日(日)から実施します。 ・その日より三日間参加できる判定士は、実施本部まで電話連絡頂けるよう要請してください。 ・参集日時場所は、1月27日(日)の朝9:00に平塚市役所南側駐車場に参集とします。</p>	画面29 演習
	14:30	情報	市災害対策本部長		実施本部長	<p>&lt;地震被害状況&gt; 建物の被害状況は、おおよそ大破32,200棟、中破24,300棟、一部損傷等13,400棟程度の模様 各所で火災発生、約17,000棟に延焼の危険あり</p>	画面30
28	14:35	指示	実施本部長(班員 へ口頭指示)	→	実施本部長 (班員)	<p>&lt;判定実施計画の策定&gt; (一般建築物) ・一般建築物の応急危険度判定を実施するための準備を進め、判定実施計画の策定をしてください。 ・判定拠点は、A地区からL地区の現在判定活動中の災害拠点施設の1箇所を予定しています。 (災害拠点施設の判定は現在実施中であるが、施設は全て安全が確認されたものとして計画して良い。)</p>	画面31 演習
29	14:55	報告	判定士リ グ	→	係長が報告 → 実施本部長	<p>&lt;災害拠点施設の判定報告&gt; ・要請の結果、市内判定士約30名が27日朝9時に市役所に参集出来るようです。</p>	画面32 演習

番号	想定時間	項目	発信機関名	経由機関名	伝達先機関名	指示内容 伝達内容	様式No.
30	15:00	指示	実施本部長(班員へ口頭指示)	→	実施本部長(班員)	<p>&lt;支援要請の検討&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一般建築物の応急危険度判定にあたって、市内判定士のみでは、対応が困難なため、県災害対策本部に判定支援要請を依頼します。受入に際して必要な事項を検討してください。</li> </ul>	画面33 演習
31	15:05	具申	実施本部長 ↓ 連絡係	⇒	市災害対策本部長	<p>&lt;支援要請に関する具申&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(連絡係へ指示) 一般建築物の応急危険度判定にあたって、市内判定士のみでは、対応不可能なため、判定士、判定資機材の調達等の支援要請を県災害対策本部長にお願いします。</li> <li>必要な判定士数及び判定備品等詳細については、実施本部から連絡します。</li> </ul> <p>⇒連絡係から統制に伝紙9にて伝達</p>	画面34 演習 (伝紙9)

市災害対策本部長より実施本部長に指示  
実施計画書・支援計画書を策定し、支援要請を実施する。

実施計画書及び支援計画書が策定されたという設定で番号32に進む。

32	16:25	要請	実施本部長 ↓ 連絡係	⇒	市災害対策本部(統制)	<p>&lt;様式による詳細な支援要請&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一般建築物の応急危険度判定を実施するが、判定士が計〇〇名不足するため支援を要請する。</li> <li>なお、計〇〇棟の建物の判定を予定している。また、判定備品については、支援判定士が全て持参すること。</li> </ul> <p>⇒連絡係から統制に伝紙10にて伝達</p>	画面35 演習 実施計画 支援要請 伝紙10
----	-------	----	-------------------	---	-------------	--	------------------------------------

○ 演習内容①終了。演習内容②に移る。

判定実施計画書作成の考え方(一例)

様式 6

\*平成 年 月 日  
\*午前・午後 時 分 作成

■ 判定実施計画書 ■ □総合版 □A地区 □D地区 □F地区

判定実施本部 設置場所	平塚市役所	
判定実施期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日 ( 日間)	
調査方法	□タイプ1、□タイプ2、□タイプ3、□その他( )	
判定士等の 参集場所		
判定拠点の有無 ・設置場所		
判定日	1日目( / )	2日目( / )
判定 区域	判定実施 区域	
	地図番号	
判定 建築物	判定街区数	
	対象 建築物	
	優先用途	
判定 士数	調査棟数 (累計)	
	必要判定 士数	
	地元判定 士数	
	要請判定 士数	
コーディ ネーター 数	必要コー ネーター数	
	市コー ネーター数	
	要請コー ネーター数	
	判定資機材	必要数量
判定 調査 表	W 造	
	R 造	
判定 標識	調査済	
	要注意 危険	
ヘルメット		
ナップザック		
下げ振り		
クラックスケール		
画板(クリップ)		
コンベックス		
ガムテープ		
特記事項		

**【実施機材の設定例】**  
 ◆開始時期：地震発生後できる限り早い時期（地震発生1～2日後を目処）  
 【判定手帳P12(7)②より】  
 ◆実施期間：10～14日程度を目安 【判定手帳P12(7)③より】  
 ◆判定士が参集するための交通手段の運行状況を考慮する。  
 【平塚市想定条件及び参考資料集P1 「4 交通施設の被害状況」 参照】

**【調査方法の設定例】**  
 ◆<調査方法の検討> 【マニュアルP12.5.(3)より】  
 タイプ1：所有者等の「要請」に応じた対象建築物について、「立入り」調査を含む判定の実施  
 タイプ2：対象建築物の全てについて、「外観」調査を中心として判定を実施  
 タイプ3：対象建築物の全てについて、「立入り」調査を中心として判定を実施

※タイプを決定するにあたり以下の点に留意する。  
 ① 必要判定士数（タイプ3においては必要行政職員）  
 ② 判定実施区域の変更の可能性  
 ③ 判定対象となる建築物の用途、規模  
 ④ 被災地の状況（火災の発生状況、被災者の救助、暴動等）  
 ⑤ 判定活動の被災者への影響  
 ⑥ 優先順位の設定の要否

◆判定日は建築物の外観目視を原則とする。内観調査は必要に応じて実施する。  
 【判定手帳P25(2)④⑤ 参照】

**【判定士等の参集場所の設定例】**  
 ◆公の施設等判定士がわかりやすい場所、参集人数に応じた広さが確保されている、コーディネーター業務（受付～取りまとめ）の作業が可能な必要資機材が揃っている場所で設定する。【マニュアル（コーディネーター業務編） 参照】

**【判定拠点の有無・設置場所の設定例】**  
 ◆公の施設等判定士がわかりやすい場所、参集人数に応じた広さが確保されている、拠点における作業が可能な必要資機材が揃っている場所で設定する。

**【判定実施区域の設定例】**  
 ◆被害情報を基に設定する。  
**【地図番号・判定街区数の設定例】**  
 ◆判定街区マップ等から記入する。

**【判定士数の設定例】**  
 ◆必要判定士数を算出する方法  
 □調査棟数から算出する方法  
 過去地震の判定実績から判断して、1日1チームあたりの調査棟数を設定することにより算出が可能である。  
 □災害の状況に応じて予め設定されている判定街区数が決定されている被災市町村の場合には、1日に実施したい調査区域を決定し、その区域の街区数から決定する方法（その場合には、1チーム当たり担当する街区数を設定する必要がある）  
 □必要判定士を受け入れ体制の状況から、判定士数を決定せざるを得ない状況も考えられる。

**【対象建築物の設定例】**  
 ◆判定を検討する建築物対象  
 【コーディネーターマニュアルP16より】  
 準公共施設：病院、診療所  
 民生施設：一戸建て住宅、共同住宅  
 長屋、寄宿舍  
 宿泊施設：旅館、ホテル  
 生活関連施設：店舗、百貨店  
 事業施設：事務所  
 供給施設：ガソリンスタンド

**【調査棟数の設定例】**  
 ◆被災市町村の情報から算出する。  
 【平塚市想定条件及び参考資料集P9 「5 民間施設棟数一覧表」 参照】

**【コーディネーター数の設定例】**  
 ◆必要コーディネーター数は、必要判定士数から次の条件を基に算出  
**【条件】**  
 コーディネーター1名は、3班（60名）～最大5班（100人）まで統括する。  
 ◆市コーディネーター数は、行政職員コーディネーター登録数の範囲内で設  
 【平塚市想定条件及び参考資料集P3 「11 平塚市の判定士数」 参照】  
 ◆要請コーディネーター数  
 =必要コーディネーター数-市コーディネーター数

**【判定資機材の設定例】**（マニュアルP16参照）  
 ◆判定士1人に1個準備するもの。  
 ヘルメット、ナップザック  
 ◆判定士チームに1個の割合で準備するもの。  
 下げ振り、クラックスケール、画板（クリップ）  
 コンベックス、ガムテープ

**【判定標識数の設定例】**  
 緑(調査済)：建物棟数の 6割×1.2  
 黄(要注意)： // 2～3割×1.2  
 赤(危険)： // 1～2割×1.2

**【判定調査表数の設定例】**  
 W造(木造)：実際の木造の数から算出  
 S造、RC造：非木造の数から、S造、RC造の比率を想定して算出